

**議会法案第195号：概要**

議会法案第195号（AB195）は、英語学習者である生徒に関する規定を改正するものです。2021年6月2日にステイブ・シソラック（Steve Sisolak）知事によって承認されたAB195により、英語学習者の生徒の権利と保護者の権利が拡大します。以下に記載する法案の第3節には、これらの権利の概要が示されています。

**第3節：英語学習者の生徒と保護者の権利**

1. 英語学習者である生徒は、以下のことを行う権利を有する。
  - a. 生徒または生徒の親もしくは法定後見人の在留資格や第一言語に関係なく、無料で適切な公教育を受ける。
  - b. 生徒が在籍する学校または学区が、同学年の英語学習者以外の生徒に提供している、全てのプログラムおよびサービスを平等に利用する。
  - c. 生徒が在籍する学校または学区が、英語学習者である生徒を別の学年に在籍させることが適切であると判断しない限り、英語学習者である生徒とほぼ同年齢の他の生徒と同じ学年で授業を受ける。
  - d. 課外活動に平等に参加する。
  - e. 学校または学区に在籍している英語学習者以外の生徒に、学校または学区が提供している、適切な学業支援サービスを受ける。
  - f. 生徒の英語学習の進捗状況を判断し、NRS 390.105に従って実施される試験の結果を含むがこれに限定されない、生徒の学業成績に関する情報を得るために、毎年評価を受ける。
  - g. 生徒の親または法定後見人が、英語学習者向けプログラムへの登録を辞退しない限り、生徒が英語学習者とみなされる間、継続的に英語学習者向けプログラムに参加する。
2. 英語学習者である生徒の親または法定後見人は、以下のことを行う権利を有する。
  - a. 生徒または親もしくは法定後見人の在留資格を開示することなく、自分の子供を公立学校に入学させる。
  - b. 実行可能な限り、学区との重要なやり取りの際には、親または法定後見人の第一言語で適格な通訳を同席させる。
  - c. 実行可能な限り、生徒が英語学習者と認定され、英語学習者向けプログラムに参加することを、英語および親または法定後見人の第一言語の両方で書面による通知を受ける。
  - d. 生徒の英語学習の進捗状況に関する情報を受け取る。また、生徒がバイリンガル教育プログラムに在籍している場合は、当該プログラムにおける言語学習の進捗状況に関する情報を受け取る。
  - e. 親または法定後見人の要請があれば、他の必要な会合に加え、少なくとも年1回、生徒が在籍する学校の職員と面談し、生徒の英語学習の全体的な進捗状況について話し合う。
  - f. 生徒が現在在籍している学校が英語学習者向けプログラムを提供していない場合、またはNRS 388.408の下で是正措置計画に位置づけられている場合、生徒を学区内の別の学校に転校させる。
  - g. 第1項第f号に従い、生徒の評価に関連する情報を受け取る。
  - h. 生徒が在籍する学校または学区が本節の規定に違反する場合は、適宜、同局または学区に連絡する。
3. 第2項第b号および第c号の規定にかかわらず、各学区の評議員会は、英語学習者である生徒

の親または法定後見人に対し、親または法定後見人が理解できる言語と形式で情報を提供しなければならない。

4. 実行可能な限り、各学区の評議員会は、英語学習者である生徒の親または法定後見人に対し、生徒が学区内の学校に入学する時点、または生徒が英語学習者と認定された時点で、本節に記載されている権利を、英語および親または法定後見人の第一言語の両方で、書面により通知しなければならない。学区は、英語学習者である生徒の親または法定後見人に対し、生徒が学区内の学校に年次登録する際に、本節に記載されている権利の写しを提供しなければならない。
5. 同局は、各学区内の家庭で主に話されている英語以外の最も一般的な5つの言語（スペイン語、タガログ語などが含まれる可能性があるが、これらに限定されない）で、本節に記載されている権利の翻訳の写しを提供しなければならない。各学区の評議員会、および英語学習者である生徒が在籍する各学校は、本節に記載されている権利の写しを、可能な限り多くの言語（本項に従い同局によって翻訳された言語を含むが、これに限定されない、学区に適切な一連の言語）で、インターネットの各ウェブサイトに掲載しなければならない。